

九州運輸局

九州運輸局（本局）他19箇所小荷物輸送契約

仕様書（案）

国土交通省

九州運輸局

1. 件名

九州運輸局（本局）他19箇所小荷物輸送契約（単価契約）

2. 概要等

この仕様書は、九州運輸局（本局）他19箇所の要求に基づく、小荷物の輸送に適用するものとする。

3. 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4. 配送小荷物

「通常小荷物」

- (1) 小荷物の縦・横・高さ3辺の計が160cm以内であるもの。
- (2) 重量が25kg以内であるもの。

「急行小荷物」

- (1) 小荷物の縦・横・高さ3辺の計が160cm以内であるもの。
- (2) 重量が25kg以内であるもの。

5. 集荷

- (1) 集荷依頼は、当局から電話連絡を行なうものとする。
- (2) 閉庁日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）。以下同じ）には原則集荷を行わないものとする。
- (3) 集荷場所および集荷エリア区分は、別紙1の場所とする。
- (4) 集荷予定個数は、別紙2とする。なお、集荷予定個数については、最低の集荷個数を保証するものではない。

6. 配送

1) 共通事項

- ① 配送エリア区分は、別紙3とする。
- ② 配送先が転居等により存在せず、正しい配達先が判明しない場合は、当該小荷物を返却するとともに配達不能である旨の通知を行うことをもって配送の完了とする。
- ③ 配送の完了まで、ネットワークシステム等で常時小荷物の所在が確認できること。

2) 「通常小荷物」

- ① 九州（沖縄地域及び離島地域を除く）・中国・関西・関東への配送の場合、集荷した日の2日以内に原則配送されること（閉庁日を除く）。
- ② ①以外への配送の場合、集荷した日の3日以内に原則配送されること（閉庁日を除く）。

3) 「急行小荷物」

- ① 九州運輸局から東京都千代田区霞が関への配送の場合、午前中に集荷した場合は、翌日までに原則配送されること（閉庁日を除く）。

7. 料金区分等

- (1) 料金区分については、集荷エリア区分、配送エリア区分および小荷物のサイズ（重さ）区分ごととする。
- (2) サイズは縦、横、高さの3辺の合計および重量で区分し、以下のとおりとする。

60サイズ	3辺の合計が60cmまでおよび重量が2kgまで
80サイズ	3辺の合計が80cmまでおよび重量が5kgまで
100サイズ	3辺の合計が100cmまでおよび重量が10kgまで
120サイズ	3辺の合計が120cmまでおよび重量が15kgまで
140サイズ	3辺の合計が140cmまでおよび重量が20kgまで
160サイズ	3辺の合計が160cmまでおよび重量が25kgまで

- (3) サイズの3辺の合計および重量のどちらか一方が規格を超えている場合は、大きい方の規格のサイズを適用するものとする。
ただし、料金設定がサイズの3辺の合計または重量のどちらかの区分しか無い場合については、その料金設定のサイズを適用するものとする。
- (4) サイズおよび重量の計測は受注者が行い、請求時に計測結果を発注者に対し報告するものとする。
- (5) 小荷物輸送に要するすべての費用（封筒等）は、1個あたりの単価に含め算出することとする。

8. 送り状

- (1) 発注者は、小荷物輸送について受注者に対し、配送先・品名・数量及び発送人等記載した送り状を交付する。
- (2) 送り状の発行は、原則電子計算機で作成できること。
- (3) 発注者の過度の事務負担にならないように配慮すること。

9. 請求先

受注者は発注者あてに各月経過後、1ヶ月分の料金をとりまとめうえで請求をする。
なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

10. 支払い

- (1) 発注者は適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という）に代金を支払う。
- (2) 発注者の責に帰すべき事由により、約定期間内に請求金額を支払わなかった場合は、約定期間満了日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、請求金額に対して年2.6%の割合で計算した遅延利息を、受注者に支払うものとする。

1 1. 損害賠償

小荷物輸送の履行に伴い生じる損害は、受注者の負担（責任限度額は300,000円）とする。

1 2. その他

- (1) 当該仕様書に定めのない事項又は疑義若しくは紛争を生じた場合は協議のうえ、これを解決するものとする。
- (2) 本仕様に基づく業務において、発注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩しない。また、そのために必要な措置を講じること。
- (3) 契約日については、令和3年度予算成立をもって契約することとする。ただし、令和3年4月1日以前に成立した場合は、令和3年4月1日を契約日とする。なお、予算の変更、成立の遅延があった場合、事業を中止、又は契約内容を変更する場合がある。

別紙1

庁舎名	所在地	集荷エリア名	電話番号	担当課
九州運輸局	福岡市博多区博多駅東2-11-1	九州	092-472-2312	総務課
福岡運輸支局（本庁舎）	福岡市東区千早3-10-40		092-673-1190	総務企画担当
福岡運輸支局（門司港庁舎）	北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎		093-322-2700	運航担当
北九州自動車検査登録事務所	北九州市小倉南区新曾根4-1		093-473-0481	登録担当
筑豊自動車検査登録事務所	飯塚市仁保23-39		0948-82-3380	登録担当
久留米自動車検査登録事務所	久留米市上津町2203-290		0942-21-9291	登録担当
若松海事事務所	北九州市若松区本町1-14-12 若松港湾合同庁舎		093-751-8111	監理担当
佐賀運輸支局（本庁舎）	佐賀市若楠2-7-8		0952-30-7271	総務企画担当
佐賀運輸支局（唐津庁舎）	唐津市二夕子3-214-6 唐津港湾合同庁舎		0955-72-3009	海事担当
長崎運輸支局（本庁舎）	長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎		095-822-0010	総務企画担当
長崎運輸支局（東長崎庁舎）	長崎市中里町1368		095-839-4747	輸送・監査担当
佐世保自動車検査登録事務所	佐世保市沖新町5-5		0956-31-8048	登録担当
佐世保海事事務所	佐世保市干尽町4-1		0956-31-6165	監理・運航担当
熊本運輸支局（本庁舎）	熊本市東区東町4-14-35		096-369-3188	総務企画担当
熊本運輸支局（三角庁舎）	宇城市三角町三角浦1160-2 三角港湾合同庁舎		0964-52-2069	運航・船舶担当
大分運輸支局	大分市大州浜1-1-45		097-558-2235	総務企画担当
宮崎運輸支局	宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-3	0985-51-3824	総務企画担当	
鹿児島運輸支局（本庁舎）	鹿児島市浜町2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎	099-222-5660	総務企画担当	
鹿児島運輸支局（谷山港庁舎）	鹿児島市谷山港2-4-1	099-261-9191	輸送・監査担当	
下関海事事務所	下関市東大和町1-7-1 下関港湾合同庁舎	下関	083-266-7151	監理・運航担当

配送エリア名	該当都道府県名	備考欄
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	全域
中国	山口県、広島県、島根県、岡山県、鳥取県	全域
関西	兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、滋賀県	全域
四国	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	全域
中部	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県	全域
北陸	石川県、福井県、富山県	全域
関東	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県、山梨県	全域
信越	新潟県、長野県	全域
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県	全域
沖縄	沖縄県	全域
北海道	北海道	全域

但し、「急行小荷物」については関東エリアのみを対象とする。